

子ども相談室の移転について

区は、中野区子どもの権利に関する条例に基づき、子どもの権利保障についての相談に応じるための窓口として、教育センター分室内3階に子ども相談室を設置している。子ども相談室は令和8年度に区役所内への移転を予定していることから、移転場所等の詳細について報告する。

1 子ども相談室の場所等

(1) 場所

中野区役所7階（中野区中野四丁目11番19号）

(2) 相談受付日時（現行から変更なし）

月曜日～水曜日、金曜日 午後1時～午後7時

土曜日 午前10時～午後4時

木曜日、日曜日、祝日、年末年始は休み

(3) 相談受付時間帯における運用

区役所内の会議室を常設の相談室として活用し、相談等を実施する。

2 移転時期

令和8年4月1日

3 周知方法

区報、ホームページ、関係機関へのチラシ配布を行う。

4 子ども相談室の運営

区全域からの相談者の利便性、1階シェアノマなどの活用可能性等を踏まえ、区役所の利点を活かした運営を行っていく。また、来所時や相談時に子どもにとって居心地のよい空間となるよう環境設定を工夫していく。あわせて、児童館やプレーパーク等へのアウトリーチ活動、学校や地域での子どもの権利に関する出前講座などの普及啓発に係る取組も充実させていく。